

柏市立柏病院新改革プランに関する懇談会設置要領

制定 平成30年8月1日

施行 平成30年8月1日

1 設置

新公立病院改革ガイドライン（平成27年3月31日付け総務省自治財務局長通知）第4項の趣旨を踏まえ、柏市立柏病院新改革プラン（平成29年3月31日策定）に係る各年度の実施状況の評価に当たり、有識者等から意見を聴取するため、柏市立柏病院新改革プランの評価に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2 組織

懇談会は、学識経験者、医療関係者、その他市長が認める者（以下「委員」という。）をもって構成する。

3 定数

委員の定数は、6人とする。

4 任期

委員の任期は、就任の日から柏市立柏病院新改革プラン（以下「新改革プラン」という。）に係る最終年度を評価する懇談会が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 開催時期

懇談会は、新改革プランに係る各年度ごとの実施状況を評価するため、当該各年度の翌年度の10月もしくは11月を目途に開催するものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時で懇談会を開催するものとする。

6 委員の意見聴取

懇談会においては、次項の事務局及び第8項の指定管理者より新改革プランの評価に係る年度の実施状況等について報告し、委員よりそれぞれ意見を聴取するものとする。

ただし、感染症のまん延防止の必要その他やむを得ない事情があると医療公社管理課長が判断した場合は、委員に必要な事項について、意見書の提出をもとめることができる。その際、医療公社管理課長は、提出された

意見を委員に報告しなければならない。

7 事務局

懇談会の事務を処理させるため、事務局を柏市保健福祉部医療公社管理課に置く。

8 指定管理者の出席等

市長は、新改革プランの適正な評価に資するため、柏市立柏病院の指定管理者に対し、新改革プランの実施状況に係る資料の提出、懇談会への出席及び懇談会における当該実施状況に係る報告を求めるものとする。

9 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。